

前橋市国民健康保険運営協議会における 会長及び会長代理の選任について

1 経緯

通常、委員改選後、国民健康保険法施行令第5条の規定に基づき、初回の協議会で会長及び会長代理を選任しております。今年度は第1回協議会の開催が書面開催となりましたので、会長及び会長代理の選任についても、書面にて実施させていただきます。

【国民健康保険法施行令（抜粋）】

(会長)

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、[前項](#)の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

公益代表委員の方から選任することとなっておりますが、今回は書面開催であることを考慮し、事務局の選任案がありますので、下記の2のとおり、挙げさせていただきます。

なお、事務局の案については、委員の皆様のご意見を制約するものではありませんので、他のご意見等がございましたら回答書にご記入をお願いいたします。

2 事務局案

■会長 相澤 茂 委員（元群馬県国保援護課長）

理由：国民健康保険の仕組みについて熟知していることから、適任であると考えております。

■会長代理 時田 詠子 委員（群馬医療福祉大学教授）

理由：前期まで会長代理を務められ、円滑な協議会の開催実績を有することから、適任であると考えております。

公益代表委員一覧(50音順名簿)

氏名	性別	所属等	備考
相澤 茂	男	元県国保援護課長	新任
岡田 佳子	女	前橋市民生委員児童委員連絡協議会	再任
加藤 綱男	男	前橋市自治会連合会	再任
時田 詠子	女	群馬医療福祉大学教授	再任